

北海道グリーン購入基本方針

平成13年8月6日施行
(平成17年4月1日一部改正)
(平成18年4月1日一部改正)
(平成31年3月6日一部改正)
(令和3年3月29日一部改正)
(令和4年4月1日一部改正)
(令和5年3月28日一部改正)
(令和6年3月27日一部改正)

1 趣旨

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）が平成13年4月1日に施行され、地方公共団体は、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めることとされた（グリーン購入法第10条第1項）。

この方針は、グリーン購入法の規定を踏まえ、道における物品の購入及び各種サービスの利用等（以下「物品等の調達」という。）において、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、道の全ての機関に適用する。

3 環境物品等の調達の推進の背景及び意義

グリーン購入法は、国、地方公共団体等による環境物品等の調達や、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築を図ることを目的としている。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の優先的購入を促進することが重要であり、優先的購入により環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与するとともに、それが更なる環境物品等の購入を促進するという波及効果を市場にもたらす。

このため、物品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインのほか、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択（以下「グリーン購入」という。）し、使用することにより、市町村や民間部門にも取組を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することが重要となっている。

また、道では、令和2年3月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指すことを表明し、この実現に向け、道の事務・事業においても、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ることとしており、物品の調達においても、率先して環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を進めていくこととしている。なお、グリーン購入は、「持続可能な開発目標（SDGs）※」のターゲットの一つとしても掲げられており、その達成にも資するものである。

さらに、プラスチックの資源循環を推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）の考え方に沿って、薄肉化などプラスチック使用量の削減した製品や、紙などプラスチックに代替する素材を使用した製品の活用など、環境に配慮した設計をし、国の設計認定を受けたプラスチック製品の調達の推進が図られるよう十分に配慮すべきものである。

4 環境物品等の調達に関する基本原則

道は自らの事務・事業から生じる環境への負荷の低減を図るとともに、率先してグリーン購入を推進することにより、市町村や民間部門におけるグリーン購入の必要性を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進することを目的とし、次の点に留意した環境物品等の調達を行う。

なお、道内で生産又は主な加工が行われた物品及び「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱」に基づき北海道認定リサイクル製品として認定された物品が、5において定める物品等の調達に係る判断基準を満たす場合には、優先して調達するように努めるものとする。

(1) 環境物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加え、次の事項を考慮する。

- ① 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること
- ② 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと
- ③ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制することができること
- ④ その他、環境への負荷の低減に資することができるものであること

(2) 調達に当たっては、保管する在庫品の効率的な活用と圧縮に留意の上、調達の必要性和適正量を事前に十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。

(3) 業務に使用する上で必要のない機能、品質を有する物品等を調達しないようにする。

5 環境物品等調達方針

道は、毎年度、重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）の種類、物品等の調達に係る判断基準（以下「判断基準」という。）、調達目標及び調達手続等を「環境物品等調達方針」として定め、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。

6 推進組織

全庁的なグリーン購入を推進するため、次により「グリーン購入調達推進連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(1) 会議は次の事項について、協議する。

- ① 環境物品等調達方針に関すること
- ② その他、グリーン購入の推進に関すること

(2) 会議に議長を置き、環境生活部環境保全局循環型社会推進課課長補佐をもって充てる。

(3) 会議は、別表に掲げる者をもって組織する。また、必要に応じて、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(4) 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

(5) 会議の庶務は、環境生活部環境保全局循環型社会推進課において処理する。

7 特定調達品目の調達実績の取りまとめ及び取組状況の公表

(1) 各機関は、毎年度の特定調達品目に係る調達実績を取りまとめ、その結果を別に通知する取りまとめ機関に報告する。

(2) グリーン購入の取組状況については、道のインターネットホームページ等を通じて公表する。

8 市町村・民間部門のグリーン購入の促進

道は、道内においてグリーン購入を促進するため、啓発に努めるなど、必要な環境づくりに配慮するものとする。

※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。

別表

<p>議 長</p>	<p>環境生活部環境保全局循環型社会推進課 課長補佐（企画調整）</p>
	<p>総務部総務課総括主査兼総務係長 総合政策部総務課総括主査兼総務係長 環境生活部総務課総括主査兼総務係長 保健福祉部総務課総括主査兼総務係長 経済部総務課総括主査兼総務係長 〃 ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 総括主査兼ゼロカーボン戦略係長 農政部農政課総括主査兼総務係長 水産林務部総務課総括主査兼総務係長 建設部総務課総括主査兼総務係長 出納局総務課総括主査兼総務係長 企業局総務課総括主査兼総務係長 道立病院局病院経営課総括主査兼総務係長 議会事務局総務課総括主査兼総務係長 監査委員事務局総括監査課主査（調整） 人事委員会事務局総務審査課主査（調整） 労働委員会事務局総務審査課総括主査 教育庁総務政策局総務課総括主査兼総務係長 警察本部総務部会計課調度係長</p>